

(議長)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(議長)

教育委員会、学校教育課・社会教育課所管の予算並びに関連議案について、一括、補足説明を求めます。

最初に、「学校教育課長」

「学校教育課長」

私の方から、教育費のうちの学校教育関連の説明をさせて頂きたいという風に思っております。

学校教育関係につきましては、予算書では90頁以降でありますけれども、内容につきましては、個別ごとに予算資料で昨年と大幅に変わった点に特化いたしまして、説明をさせて頂きたいという風に思っております。

まず予算資料14頁をお開き願いたいという風に思います。244番から247番です。これにつきましては、予算科目の1項教育総務費にあたるものでございまして、すべてが経常的な経費であるということから大きな変化はございません。ただ、職員人件費の当初予算上での比較をさせて頂きますと、一般職が11名から12名になったということが大きな要因となっているものと思っております。次に2項の小学校費でありますけれども、248番から261番までが小学校費になります。小学校3校の運営費それと維持管理費、さらには要保護準要保護児童の援助事業でありますとか、教育振興対策に係る経費を計上させて頂きました。ここでは新規の事業を中心に説明させて頂きたいと思っております。まず250番の学校遊具の改修、それと251番の教員用のパソコン整備。この2つでございしますが、いずれも3カ年計画の2年目といたしまして、改修整備並びにパソコンの整備をしていきたいという風に思っております。253番、小中一貫・中1ギャップ、それと254番の特別支援教育対策の特別支援員3名。これにつきましては例年計上させて頂いている事業でございます。255番の情報教育環境整備でありますけれども、ウィンドウズXPを搭載しております生徒用のパソコンが、4月9日でサポートが終了することから、アップグレードをする経費といたしまして、中学校の中の265番です。265番の中学校費と合わせまして、全部で175台分、314万5千円を計上しているところであります。256番、ICT環境整備でありますけれども、今の学校での授業は、実物投影機これを使用しての授業が多くなっているということから、今年度につきましては2台整備したいと、2台を整備していきたいという風に思っております。257番、学校図書整備であ

ります。学習活動を支援する機能を果たしている学校図書館の蔵書数を増やしていきたいという思いから、266番の中学校費と合わせまして96万円を計上させて頂きました。258番、学力向上対策であります。これは昨年に引き続きまして、学力向上でありますとか、学習習慣の定着、さらにはあの家庭学習の支援等等への取り組みに対しまして、学校に支援するものでありまして、267番の中学校費と合わせまして40万を計上させて頂きました。小学校の260番、261番、それと中学校の270番、271番につきましては、要保護準要保護とそれから特別支援教育の児童生徒に対する援助等の扶助費でございますので、対象人員に変化はあるものの、内容的には変わっていないという状況であります。

次に3項の中学校費関係でありますけれども、これは262番から272番です。中学校3（2）校の運営費、維持管理費、中学校3（2）校の運営費と維持管理費、さらには要保護準要保護生徒の援助事業、さらには教育支援対策とそれと江差中学校改築にかかる経費を計上させて頂いております。小学校と重複しない事業で説明をさせて頂きたいという風に思います。264番の中学校楽器整備でございますが、両中学校吹奏楽部でのパート編成の際に不足する楽器を整備するものでございまして、これにつきましても3カ年計画の今年度2年目ということで計上をさせて頂きました。272番の江差中学校改築整備であります。当初予定では26年度の26年度での予算化でありましたけれども、有利な交付金となる国の前倒し補正が採択となったことから、今議会におきまして交付金事業について、補正予算の議決を頂いたところであります。今回計上しております、6,477万5千円です。交付金事業は前倒し補正となったところでありますけれども、屋内体育館部分の補助対象となる資格面積とそれから既存の面積との差によるものが、国の負担金事業として位置づけられているということから、負担金の制度上、26年度の予算付けとしているものでございます。

歳出の最後になります。4項の幼稚園費であります。273番から275番です。あすなろ幼稚園の運営費と維持管理費、さらには私立幼稚園への補助に係る経費を計上しております。すべてが経常的な経費でございますので、大きな変化はございません。

次に歳入でございます。

予算書で説明をさせて頂きたいという風に思っております。予算書の24ページです。中段よりやや下の教育費負担金でありますけれども、通学時でありますとか学校内の事故に対応するための保険料といたしまして、保護者から半額を負担して頂いているものでございまして、23万円あります。26ページです。中段の教育使用料の中にあります、あすなろ幼稚園の保育料といた

しまして、幼稚園使用料 117 万 4 千円であります。次が、28 ページです。上段の教育費国庫負担金です。先ほど歳出で説明申し上げましたとおり、江差中学校の改築に伴う国の負担金事業に位置付けられているもので、1,375 万 1 千円を見込んでいるものでございます。同じく 28 ページ中段の教育費国庫補助金であります。小学校の、小中学校の要保護準要保護さらには特別支援の児童生徒への援助費に対するものと加えまして、私立幼稚園就園奨励補助としての計 48 万 4 千円であります。32 ページです。中段の財産貸付収入の中にあります、教職員住宅の貸付収入として 365 万を見込んだものでございます。以上で学校教育関係の予算の説明を終わります。

引き続きまして、議案第 14 号の平成 26 年度江差町奨学金、奨学資金特別会計予算についてであります。予算書では 251 頁以降となります。平成 26 年度の奨学資金会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ 762 万 4 千円を計上させて頂きました。説明は予算資料 30 ページの予算構成表で説明をさせて頂きたいと思っております。最初に貸付金でございますが、高校 4 名と大学 3 名の新規貸付者 7 名分とそれから継続貸付者 10 名分の奨学資金といたしまして、381 万 2 千円を予算化しまして、これは全額奨学基金からの繰入としております。次に、積立金でございますが、貸付金として予算化をいたしました 381 万 2 千円を最終的に奨学基金へ再度積立するというものでございまして、財産収入としての利子 1 千円、それから諸収入としての貸付者からの償還金 300 万、でさらには不足となる 81 万 1 千円を一般会計からの繰入をしながらですね、繰入を財源としながら奨学基金に積立をするという内容でございます。以上、簡単でございますが、説明とさせて頂きます。

(議長)

次に、「社会教育課長」

「社会教育課長」

はい。それでは社会教育の方の関係の説明をさせて頂きたいと思っております。それではお手元の予算資料に基づきまして、説明をさせて頂きたいと思っております。

予算資料の 15 頁のナンバー 276 から 16 頁のナンバー 298 までになります。それでは最初に 276、277 からでございます。社会教育総務費でございます。これは青少年健全育成会議への補助と生涯学習バス運転手と臨時職員の人件費となっており、大きな変化はございません。次にナンバー 278 から 280 でございます。図書館費でございます。資料整備費、移動図書館車管理、図書館事務となっております。大きな変化はございません。特に平成 26 年度につきましては、図書館に来館されますお父さん方のために、1 階にござ

いますトイレがございますけれども、その中にオムツの交換台、これを整備したいと考えております。また、図書館の利用拡大に向けて、従来どおりブックスタート事業であるとか、読み聞かせ会などをはじめとする各種事業の取り組みをしてまいりたいと考えてございます。ナンバー２８１、２８２でございます。生涯学習推進費でございます。冒険王、シニアカレッジ、成人式等々の事業や、生涯学習バスの管理に要する経費であり、特に大きく変わったものではございません。ナンバー２８３、２８４の文化会館管理費でございます。文化会館外壁改修工事ということでございまして、会館の建物の経年劣化がこれが激しくなってきたところでございます。そんなことから、改修工事費６０万円ということでございます。次に文化会館の管理に関する経費でございます。平成２６年度より指定管理が２サイクル目に入ります。この指定管理に入りますので、このことからこの指定管理関係に関する経費が主なものでございます。ナンバー２８５、２８６の文化振興費でございます。芸術鑑賞事業で３０万となっております。これは昨年の劇団四季に続く事業として、今回は中学生を対象にしたもので、「モンゴルの白い馬」という劇団の、計画してございます。９月に予定をしているところでございます。文化振興事務につきましては、文化協会への運営補助ということでございます。それとナンバー２８７から２９１、文化財保護費でございます。歴史文化を誇ります当町において、ふるさと江差に学ぶ機会の充実を図るべく、今年も江差学の講座の開催や各学校とれんこう、連携を致しまして、ふるさと学習の推進を図って参りたいと。以下、文化財施設３館の経費につきましては、各施設の維持管理費経費でございます。次にナンバー２９２から２９４でございます。保健体育総務費でございます。生涯スポーツに関する事業等を推進するための経費と給食組合の負担金４，２２６万、４，２２６万２６千円ということで計上いたしております。次に１６ページでございます。ナンバー２９５から２９８の事業でございます。ナンバー２９５は、野球場のスコアボード改修事業でございます。３，０５５万９千円でございます。これは施設維持に限界が来ているということから、このスコアボード等の電光掲示化による改修費でございます。ナンバー２９６から２９８、これは運動公園、町民プール、朝日体育館、施設の維持管理費経費が主なものでございます。以上、社会教育費で５，７６８万円、保健体育費で９，１７６万２千円、合計で１億４，９４４万２千円を計上させて頂きました。前年度比では３３．１％となっております。

引き続きまして、歳入の説明をさせて頂きたいと思っております。

これにつきましては、予算書の方で説明をさせて頂きたいと思っております。予算書の方をお願いを申し上げたいと思っております。予算書２６ページ、２７ページ、お開きをいただきたいと思います。よろしいでしょうか。教育使用料でござい

ます。文化財３施設の観覧料として、社会教育使用料で２８２万円、文化会館使用料、使用料で１２１万円、体育施設使用料で５９万円を各々計上させて頂いているところでございます。

続きまして、本議会に提案をいたしてございます、議案の説明をさせて頂きたいと思います。議案書２９ページお開きを頂きたいと思います。よろしいでしょうか。議案第１９号でございます。社会教育委員設置条例の一部改正をする条例でございます。昨年この３月議会におきまして、地域主権改革一括法の改正に伴いまして、江差町図書館条例の一部改正についての議決を頂いたところでございます。同様に第３次の改革として、社会教育委員の委嘱基準を条例に規定するという内容で一部改正をするものでございます。具体的には３０ページをお開き頂きたいと思います。第２条中の「する。」を「し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。」という文言を規定するものでございます。現行でも社会教育法に規定されている基準によりまして、社会教育、教育委員会が委嘱してきております。条例改正後にあっても従前と特に変わる、ということはありません。宜しく願いを申し上げたいと思います。

続きまして、３１ページ、議案の３１ページをお開き頂きたいと思います。議案第２０号、指定管理者の指定でございます。施設の管理及び運営を効率的かつ効果的に行わせるために、指定するものでございます。指定管理する施設でございますが、江差追分会館、うちの方は、江差町文化会館でございます。昨日あの商工観光の方からはお話があったと思いますが、私のほうは文化会館の施設でございます。指定する団体でございますけれども、檜山郡江差町字豊川町１５０番地の５、株式会社舞台派遣、代表取締役 福原祐介氏でございます。指定期間につきましては、平成２６年４月１日から平成３１年の３月３１日までの５カ年という期間でございます。

以上でございます。宜しく願いを申し上げます。

#### (議長)

以上で説明が終わりましたので、一括質疑を許します。

質疑希望ありませんか。「横山議員」

#### 「横山議員」

１番目に質問させていただきます。

まず１つは、この予算資料１５ページ、１番下の江差町ほか２町学校給食組合負担金の４、２０２万６千円の件について、関連して、お尋ねします。今度４月から、外部に委託するということになっていつようですが、それをするこ

とによる財政的、各町からの、のうち江差町の金額負担分はどれだけアップするのか。これを今までのやり方と、自前でやっているのと、外部委託にするのとどのようにどのくらい金額が上がるのか。それをまずもう1回お願いします。

それから、これ私一般質問でやっておりますが、ここは今予算の審議のときですから確認のためにも、もう1度お聞きします。消費税がこの4月から3%アップになるわけです。これはもう政府の方針でなるわけです。そうしますと、町のこの給食材料費にしますと、確か180万円ほどアップになると。分が、分が、消費税がアップになるはずだと。いう説明がありましたね。そうしたらその負担を、どこでどういう風にこの180万円分をするのか。つまり、父兄にその給食費のこの消費税アップ分は付加しないと、お願いしないという答弁になっていますが、とても上げられる状況ではないからということで、1年間だけですけどね、それもね、しかもね。1年間に限ってそれはアップしないということでの説明がありましたが、じゃあその分をその給食材料費を削ってやるのか。あるいはその各町負担分をその分増やすのか、あるいはどなたかからのあれをそこに負担するのか。そのようなことをまずお聞きしたいと思います。それから、これがまず第1問目。

それから2問目につきましては、これは社会教育の方に関係すると思いますが、これも私あの一般質問でやっていることですが、町の運動公園の野球場のボード、の予算が3,055万9千円見込まれております。これは必要かどうかというのは、もうもっと私は今までの財政再建をあのことで町民に色々ご心配を頂いたり、あるいは負担をかけたり、我慢して頂いている分が多い、多いわけですから、私はここでは今回は今年ではまだこの分、年間そんなに使わない。確か9回ぐらいと言いましたかね。使われるために、この3,055万9千円を使うのは、こう町民の同意を得られないのではないかなという観点でもって、このような問題を提起しているわけですが、まずはそれをやはり皆さんはそれを実際にやるのかどうか、そしてやるとすればこれ実に3,055万9千円という、かなりあのきっちりとした数字が出されてるわけです。そして、資料として図面まで出されているわけです。そしてこの、事柄の性質上、これかなりあの電気工事にしても一般の電気工事と違って、特殊な工事じゃないかなとは思われますね。ですから、それこそ北海道や全国にみてもそんなにもこのこういう工事をやっているところは多くないのかなと思いますが、まずそれの例えば工事をどのような形で発注するのか。町の業者を通して発注するのか、それともこういう特殊事業ですから、特命のような形でやるのか。それからそれは、町の、何ですか、条例でもってこれについては見積比較などもやるのかどうか。その辺のことをまず答弁願います。

(議長)

はい、「教育長」

「教育長」

私の方から学校給食組合のことについて、ご答弁を申し上げたいと思います。学校給食組合の予算につきましては、2月の末に江差町の議員協議会で詳細を説明しているはずでございますので、当然ご承知のことということを私、前提に申し上げますけれども。全体的に江差町の負担金は540万9千円増えています。これは議員ご指摘のとおり、昨年10月の21日から、民間に委託をして来年の3月までの契約を持っておりますから、その部分でいきますと、単純にそこだけを現在と比較しますと、およそ1,600万くらい増えることになります。ただ色々な経費の節減であるとか、あるいは今年やった工事を、今年、去年やった工事を来年度やらないとか、そういうことの中で全体の予算は1,000万くらいの増になっているということでございます。議員協議会の資料を見て頂ければと思います。ただ我々も、これを組合から聞いている部分では、無尽蔵にどんどんどんどん同じ経費を、重ねていくのではなくて、やっぱりその都度その都度見直しすることが大事でございますから、出来れば今年の秋なんかは、こういう委託業者の改めたまた、何て言いますか、見積もりあるいは入札と申しますか、そういうこともやっていかなければならないというのは、3人の町長さんの中での、確認もあるやに聞いておりますので、そういう経費の節減については今後も順行したいとこのように考えています。

それから給食費に係わる消費税の部分でございます。これは一般質問でもやりとりし、ご納得頂けなかったのかなとは思っておりますけれども。現在でも、5%の部分はどこからも出しているわけではなく、学校給食費の中、全体の予算の中でそれを組んでいるわけです。ですから、26年度も6,880万の全体の予算の中に8%の消費税というのは、当然、中で組まれているわけですし、別にその後の上昇分を各町からの負担金、例えば江差町から540万9千円増えています、それは消費税とは何ら関係ない、運営費の部分の増でございますので、全体の中にその消費税分も入っているということでご理解頂きたいと思っております。

(議長)

はい、次、「学校教育課長」、「社会教育課長」

「社会教育課長」

私の方の関連で2つ質問がございました。1つは野球場の必要性ということ

でございますけども、先般初日の一般質問、あるいは私の方からもご説明を申し上げましたように、そのいつから出るものではございません。必要かと答えれば必要だということで、ご提案申し上げていることでございますので、あの内容の方につきましてはそれとほとんど変わることはございません。

それと2つめの、あの発注の方の方法ということなのですが、これはですね、指名選考委員会これがございますので、具体的な内容の方につきましては、町の中で協議をさせて頂きながら、取り進めさせて頂きたいというふうに思っております。以上でございます。

(議長)

はい、「横山議員」

「横山議員」

はい。まず最初の方の学校給食の方の件について、同じようなあれですと、まあ1,600万円ぐらいアップになると。それを色々な工夫で1,000万円ぐらいにおさめたいと、いうことですね。いずれにしても、1,000万もアップになる。ですから、これは学校給、給食費の値上げは出来ないわけでしょうから、それは各町の負担分がその部分は増えていくと。しかし、その各町の負担と言いましてもそれはすべからず、各町、あるいは江差町の町民の皆さんの税金に反映していると。アップ、負担につながっていると、いうことですね。ですから、いかに今回の学校給食問題のこの事件は大きいことであったかと、あるか、あるということは後々思います。それで、これはもちろん色々な工夫でそのアップ分は単純な外部委託によるその分の吸収はあのしていかなければなりません。それはやってもらわなければなりません。

それから消費税の件ですが、これどうにも理解できないですね。この給食費の中でおさめるという今までも当然5%、これはもう最初から見込んだ5%、今までやってきた5%は、消費税分は当然見込んでいるわけです。それを、今度はそれが8%になって、それが約180万円ぐらい。この間の話をするとな、アップになると、なるというか、その仕入れにかかってくるわけですから、その分をじゃあ全くどこで工夫、工夫あれするとかそんなの当たり前ですよ。今までだって皆工夫してメニュー組んだり、調理してきているはずですから。その180万円をさらにそのいわゆる食材を削って、子どもさん、学校給食の食材を削って、その100万円、180万円なりの金額をあのカットすると。それだったら、何にもあれですね、あのさも父兄には申し訳ございませんでした、消費税分は上げません、申し訳ありませんでした。だけど、その分、ちゃんと中身は減らしますよと、言っているのと同じだと思うのですが。その辺をもう

1 度ははっきりお答えください。

それから、この野球ボードの件については、業者選考、業者選定委員会、指名委員会でやるということ。いいかな。そういう形でやるというのですが、それはあれですか、どういう業者さんを設定、いわゆる想定をしているのですか。そもそも、このような詳細な、結構詳細なものですよ、これ専門的なものですからね。図面まで出来てきているのですから、かなりもうその特定の業者とは話はついているのだと思うのですが。その辺もっと、あの公明正大にわかるように、町民に納得できるように、その発注の、まずその必要性云々のことは別にしまして、私はその問題、大きなありますが、発注段階も、どういう風になるのか。あのどういうのをその指名選考委員のあれに考えてやっているのかということの説明してください。

(議長)

はい、「教育長」。学校、「社会教育課長」

「社会教育課長」

あの今の野球場の関係でございますけれども、予算的には、工事請負費という形のなかにこうついてございまして。入札行為、これをきちっとした形の中で、やるということになりますけれども。先ほど申しましたように具体的にはこれから指名選考委員会の中で、取り進めさせて頂きたいと、いうことでございます。以上です。

「横山議員」

いや、だからもっと具体的に。建築やさんなのか、電気やさんなのか、その他なのか。

(議長)

「教育長」

「教育長」

あの今のスコアボードの関係でございますが、全体的に今の設計からいきますと、電気工事の方が少し比率が高いかなとのお話は聞いておりますが、最終的にどの業者をどのようにするかというのは、今後発注までの間に、指名競争、今、課長から答弁あった指名委員会ですとか、あるいは工事の方を直接的なそういう業者関係の建設（水道）課ですとか、そういう十分協議をしながら、もちろんもう公明正大に入札行為の中で、やっていくという考え方に変わりあり

ませんので、ご理解を頂きたいとこのように思います。

それから、給食費の消費税。私の説明が悪いのでしょうか。元々、3,500円、4,100円という子どもさんから頂く中には、一律これ全部税、税金込みで頂いているわけです。ですから、26年度の6,880万という給食費の材料も全部その中に8%を含んでの予算でございますから、確かに今までは5%もちろんそうですけれども、その食材の中に5%も全部入っているわけで、今度は8%入るわけですから、今あの平たく議員おっしゃるようにそれから食材の中に全部加味されるということであれば、そういう理解で私は間違いないという風に思います。

(議長)

はい、「横山議員」

「横山議員」

どうにもよくわかりませんな。その学校給食の方について言えば。今度は、今度はですよ、この間の私の説明では、5%の消費税が8%になってもその分はあれしめせんと、付加しめせんと。ということで、工夫でやるとかというような話があったかと思いますが。今度は、今度は今組んでいる予算の中には、8%も含んでいるのですと。それはつまり、父兄の給食費という負担、でも入っていない。ね、アップしないのですから、その分。父兄には。そういったら今度は各町からの分担金の中にそれをオンするということですか。つまりそれは一般町民の方にその分をオンして、負担させてそれをカバーするということですか。何の解決にもなりませんね、それはね。あのさも父兄に申し訳ありませんでした。消費税アップはあの皆さんにはあの付加しめせん。1年限りですけど。あの付加しめせんと言っておきながら、それは何、別な財布、別なところからの財布でこうあれしますというようなものですね。それはちゃんと町民に納得できる説明にはならないかなと思います。それについてはね。3問目ですから、もうこれ以上この件については、そう思うので、それでも、そのこの間の説明と変わってきているのですよ、教育長。変わっているというか、わからないというか。理解しがたいというか。ね、それについてはそう。

それから、この野球場の電光ボード。スコアボード。これははっきり言って、今選考委員会でどういう業種を想定しているのですか。あのさっき言ったように建築やさんなのか、何だ、電気やさんなのか、電気の負担が大きいというか、あれ的には大きいけれども、実は仕組みはこう組み込んだり何なりするから、しかしそんなね、いちいちね分けてやらないのでね、皆おそらくこの専門業者のところに何て言うんですかこういうの、丸投げというのですか。それが、一

時下請けなり、下請けのかたちででもですよ、やる。あるいはその直接あの特命でその全国の中から選んでやるのか。そういうようなことが。しかし、ここでこのこういう図面が出てきている限りはね、しかも3,055万9千円という具体的な数字が出てきている限りは、かなり打ち合わせ済みのことだと思います。ですから、これから選考会議開いてあの見積もり何とかやるということですけど。果たしてそれがこのあれを無視して、ただ一般的に組めるのかどうか。そもそもこういう図面書くたってこれ安いものじゃないはずですよ、専門的なものですから。だからそういうものの経費を見込んだら、これを頼んだところに落とすということになるのではないかと思います、その辺はどうですか。2つね。

(議長)

「社会教育課長」

「社会教育課長」

はい。今の関係でございますけども、先ほど来から申し上げておりますように、指名選考委員会そのものは、どういう業者をやるとか、どういう内容をやるだとか、そういう内容を具体的に決めて、入札行為を発すると、いうことでございますので、今言いましたように具体的な部分の中でまだ特になっておりませんので、これは今後詰めてこの指名選考委員会の中で取り進めさせていただいて、公明正大にやっていきたいという風に思っております。以上です。

「横山議員」

だったら、これは。この図面書いたものは。

(議長)

「社会教育課長」

「横山議員」

見積もり出したものは。相手先は。

(議長)

はい。「教育長」

「教育長」

私どもこういう工事をするとか、あるいは何かを作るとか、それからどこか

の補修をすとかという部分のものになりますと、やっぱりそれなりの業者さんに見積もりを取ったり、あるいは図面を少し書いて頂いて、いくらかの設計になるかという部分もやるわけです。その段階の中で、今、皆さんに資料としてお出しした、このように直りますよ、という部分のは基本的な設計をして頂いているわけですから、あのましてやこういうのは普通の道路とか、その辺の土砂崩れ直すということではなくて、特殊な部分があるものですから、従前の運動公園を造った業者の皆さんにも、その辺のお力添えを頂いてそのように図面を作ったものでございまして。その図面を作ったからといって、その図面を入札に参加させる、そこに落札させる、そういう考え方ではないということを、先ほどから課長の方からご答弁申し上げていることで、それは設計は設計、図面は図面にしながら、ちゃんとした工事請負は根元の工事が多いのか、あるいは電気の工事が多いのかそれらを十分建設（水道）課等等あの協議をしながら、指名委員会を開いて業者は決めていくとこういうことでございますので、あのぜひそこはご理解を頂きたいとこのように思います。

それから、給食費の消費税、私の説明が悪いのか、要は改めて3%を誰かがどこから別立てで負担をすとかということではなくて、年間、給食組合で来年の給食材料費が6, 880万の予算を組んでいますから、その中に全部消費税も入っているのですと。ということです。ですから、極端にいうと、はい5%も入っています。5%も3%も全部入っている。これ去年から皆同じなのです。全部今まで入ってやってきていたのです。ですから、3%金額にしていくらすかといいますから、おおよそ180万強でしょうか。それらについては、あの全体の中でやらざるを得ませんので、工夫をしますという、私が一般質問の中で申し上げたのは、大門さんからの質問があつて、26年度はどのような改善策を講ずるのかという中では、献立委員会なんかを作つて、保護者の代表も入れて十分その辺については考えていきたい。それが、私が言った工夫という部分でございまして、あくまでも全体の中に3%は入っているということでご理解を頂きたいと思います。

「横山議員」

中身減らすということね。

（議長）

はい、次、「萩原議員」

「萩原議員」

はい。1点だけお聞きします。江差中学校に関してなのですけども。江差

中学校、今工事やっていて来年度新しくできるという、できます。また、備品に関しても、新品で新しく入れるもの、また今現在使っているものを新しく校舎に残す、入れるという部分あると思いますが。備品に関しても、今使っているもので、まだまだ使えるもの、例えばストーブ等は結構まだまだ使えると思うのですけれども、たぶん新しい校舎には持っていけないと思います。そのストーブ等の利用というのは、どのように考えているか、質問いたします。

(議長)

「教育長」、「学校教育課長」

「学校教育課長」

江差中学校の改築後の残された備品の整理についてと、いうことでございますけれども、私どもも課題のひとつという風にして今捉えているところでございます。残された備品につきましては、基本的には4つの、他の4つの学校を最優先に利用できるものにつきましては、利用していくということの考え方については、事前に協議をしてきているところであります。議員今あのストーブを例にして質問がございました。ストーブもまたですね、残される備品のひとつでありまして、再利用できるものであればこの上ないものという風に考えているところでございますので。集会施設でありますとか、それから保育園、幼稚園も含めまして、協議をさせて頂きながら、再利用できるような形のなかで努めてまいりたいなという風に思っておりますので宜しくお願いしたいと思っております。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

はい、わかりました。

(議長)

はい、「飯田議員」

「飯田議員」

はい。2点について、質問させていただきます。

まず給食の関係でございますけれども、この度の教育長の施政方針の中で、やっぱりこれ江差町教育委員会が長年に亘りまして、早寝早起き朝ごはんとい

う形ですとこう訴えて参りました。そういう私は成果だと思います。これやっぱり道内でも、檜山管内あの体力、運動能力ですね、もうトップクラスである。全国的にはまだまだあの中間よりちょっと上という押さえですけどね。やはりこれは、やっぱり食育という部分も含めて、これからもぜひ継続していくべきだなという風に思っています。そういうなかで、これおそらく町長でも教育長でも答える部分難しいかもしれないですけども、構成町の教育長なり町長という立場でお答え頂きたいのですけれども、今回の給食の外部委託業者は、事情を考えればやっぱりこれ栄養士さんも調理員もやめたという部分で、緊急避難的には確かに業者に委託しましたけれども、実態はやっぱり学校給食の専門業者でない。どちらかというと、病院給食の業者だという風に私は受け止めております。とりあえず、先ほどの答弁のなかでも、今年度中に、再来年以降の業者については、公募なり、できれば、これきちんとやっぱりプロポーザル方式で、できることなら地元の業者さんがいるのだったら地元の業者さん。何でかといいますと、やはり地元の食材をきちんとやっぱり使って、栄養もそうですし、やっぱり地元の産品を積極的に学生さんに摂って頂く。それがやっぱりまさにあの食育の目的でありますので、そういう部分については今後の課題だと思いますので、その点どうお考えになるかお答え頂きたいと思います。

それともう1点。先ほど色々議論になっております、運動公園のスコアボードの問題ですけども。私やっぱりこれきちんとやっぱり予算を持った以上は、整備すべきだと思うのですよ。せっかくあれだけ何億かけて作った運動公園の球場を、もしその確かに予算的にはね、3千なんぼは大きいですよ。それをもし、手動のをやったら、球場全体の価値観が、大幅に低下すると思うのですよ。これやっぱり、やっぱり財政的に厳しいかもしれませんが、きちんと整備をする。そういうことによって、全道大会なり大学の野球、そしてやっぱりプロの2軍も招聘できるわけですから。それがどれだけ江差のホテル、旅館、やっぱり食材を含めて、効果が大きいかというそういう相乗効果もありますので。やはり道南でも有数の球場ですから、あれをいかに補修して、長く持たせるかということのほうが、私は重要だと思います。そういう観点で、教育委員会、社会教育の部分でも例えばあの運動公園、球場、あの文化会館、色々な施設あります。例えば、あの文化財の施設。これやっぱり、もうなかなかこれからは新しく建てるという時代ではないので、いかに長く補修をして、長持ちさせるか。要するに道路、それらの公営住宅の長寿命化計画みたいなものを、各委員会としても担当課としても、きちんとやっぱり将来構想を持って私はやっぱり維持補修に努めて、やっぱり5年でも10年でも、ああいう立派な施設を長く使うべきだと思いますけれども、そういうような計画はお持ちかどうかお答え頂きたいと思います。

(議長)

はい、「教育長」

「教育長」

1 番目の給食費の委託の関係。飯田議員おっしゃるとおり、でございます。外部委託の部分でやっぱりどうしても今回のあるいは色々なこういう状況の中では、比較的少し安いというほどではないなあという風には思っております。ですから当然、これは見直ししていく、見直してまたどんなところにと有り得るかもしれませんけれども、いずれにしてもそういう不断の努力は、大切だと思っておりますので、今後もこれについては努力をしていきたいと思っております。それから地元の業者さんがもしやれるのであれば、これ、1 番これにこしたことはない。それから、地元の食材を全部使える、やっぱりこれも素晴らしいことだ。ただ、あのうちの場合は3 町でやっていて、現在1, 5 5 2 食。来年はおおよそ1, 5 0 0 食。1, 5 0 0 食を、地元の業者、あるいは地元の食材をおさめてくれる方どれだけいるのだろうか、結構厳しい部分なのですね。ただ、センターの報告をお聞きしますと、野菜なんかについては檜山管内の近隣の給食組合よりはうちは地元のもの、厚沢部さんのほうで、うちのものを多く使っているという部分がございますので、この辺については、今後も、継続をしていきたいな、このように思っています。ですから、色々課題はありますけれども、基本は私どもも同じものを持っております。安くて、子どもさんにいいもの、食育、それから食育という観点では、まだ最終決定ではないのですけれども、教育局からの情報によりますと、もしかしますと4 月から栄養士が2 人という配置になるかもしれません。そうすると少しあの、食育という部分についても、力を注げるかなと思いますが、まだこれは確定したことはありませんのでまあぜひ2 人配置してほしいなと願ってるところでございます。

それから、あの野球場のスコアボード、何度も横山議員とこの場で議論をさせていただきましたが、その時にもお答えを申し上げましたが、やっぱり今あの飯田議員おっしゃるように、ああいう施設については出来る限り元通りにはなりませんけれども、やっぱりその維持をしていく。そのことがまた子どもたちに夢、それから壮年にとってはまた生き甲斐、それからあの他からまたそういうものによって来るということが、考えられます。で私ども、今あのスコアボードだけ今回予算計上しておりますけれども、別にグラウンド、あの内野ですね、土の部分、あるいはバックネット。これらについても、それから外野のフェンスの塗装、これらについても、整備をしながら、あの維持管理をしながらですね、あのそういう活用を図っていききたい。これは、文化財施設も文化

会館も、同様の考え方でおりますので、ご理解を頂ければとこのように思います。

(議長)

いいですね。

(飯田議員)

よくわかりました。

(議長)

次、「小野寺議員」

「小野寺議員」

はい。私は、給食問題に限って3点お聞きします。それで前回、一般質問でちょっとあの3問目で終わった部分。それから、他の議員協議会等の部分で私なりにまとめた部分も含めて、お聞きしたいと思うのですが。18日、来週18日が答申ということで、いわばこの問題、昨年の10月から一定程度区切りのつける部分だと。その前の我々議会ということも含めて、一定の整理も含めて、質問します。

まず1問目。そもそも今回のこの給食問題に関して、真相解明の体制になっていたのかと。私はなっていないと。その立場でお聞きしますが、その点で2つ。1つは、これはこの間、議員協議会などでも言いましたが、改めて今日整理して言いますけれども。第三者委員会が始まる前に事前に組合の副組合長でしようか。も含めて事前に町村会の顧問弁護士に一定程度相談した。それは当然有りうることでしょう。法的な相談もした。それで、一定の相談のもとに、その後の処置もした。でその後に第三者委員会を作ったのですが、事前の一定の相談もし、一定の方向性もその相談した町村会顧問弁護士の考え方に則ってやっていた。その方に第三者委員会の委員長にもなった。これってそもそもの第三者委員会として、公正ないわゆる第三者としてなったのか。何故こういう体制になったのか。この点をまずお聞きしたい。

それから2つ目。第三者委員会の事務局は、教育委員会の事務局というか、センターの事務方、センター長とか係長です。これは、この間論議してきましたが、ある意味ではもちろん栄養士、調理員、大きな部分ありますが、しかしそれをしっかりと支払い等確認すべく、ある意味では当たり前の仕事をしなかった。作為ですよ。ですから今回の真相解明、という意味ではある意味では当事者ですよ。その当事者を含めていわば真相解明する側の事務局になるとい

うことは、これ私はとんでもない体制だと思うのですが。何故こういう体制になったのか。改めて整理してお伺いしたい。これがまず大きな1つ目。

それから大きな2つ目。一般質問でも言ったのですけれども。当初、この前一般質問で、町長に、教育長に聞きました。私がそれなりに調べた部分で、いわゆる合意書、残念ながら本文我々に出されておられませんので、この間、議員協議会、記者会見、それから一昨日の確認も含めれば、だいたい私が調べている部分、の合意書とほぼ間違いないなど。いうことで聞きますけれども、この合意書は単なる合意書というより、和解合意書ですよ。10月8日の組合長、濱谷一治氏と栄養士のAさん、と取り交わした合意書は。最終的な和解合意書は過不足の精算を行ってやるけれども、それは過不足の精算があったら最終的な和解合意書を交わすのであって、これそのもの和解合意書なのです。そうすると、民法上和解ということは、民法上和解ということは、当事者が争いをやめること。これより紛争は終結すると。つまり、10月8日に交わした合意書、いわゆる和解合意書はこれで終わりよ、と。ところが、第三者委員会を作って、告訴も視野に入れたものにすると。つまり二重構造で走っている。こんなへんてこりんなことって無いですよ。私はそもそもその合意書なるものは、やっちゃならないことだと思うのですけれども。何故こんな、1つはもう終結します、ということを今もこれ生きているのですよ。これ民法上生きているのですよ。で、もう1つは、それと全く相反する告訴も視野に入れた第三者委員会で走っている。こんなおかしげなやり方って何なのか。これについてもう1回明確な答弁をお聞きしたい。

で大きな3つ目です。

「薄木議員」

議長、議長。

(議長)

はい、「薄木議員」

「薄木議員」

小野寺議員に聞きたいんですけども、その和解合意書っていうのがあるのであれば、この議場に資料として出してもらえないでしょうか。

「小野寺議員」

残念ながら提出しないのです。

「薄木議員」

それがあればいいのですよ。

「小野寺議員」

もちろん。あると言ってるでしょ。

(議長)

はい、「薄木議員」

「薄木議員」

小野寺議員は、小野寺議員だけがわかっていて質問というのは、あり得ないと思うのですけれども。やはり議場に資料として出すべきではないかと思うのですけれども、議長の判断をお願いします。

(議長)

はい。今薄木議員から、その同意書なるものが質問者の小野寺議員はあるという風に言われております。私はそのことは知りません。よって、このことについては今小野寺議員が言った同意書を出させるべきか、出させないべきか。ということについて、賛否を問いたいと。今、薄木議員も言っているように、意見に対してですよ、今出させるべきだという意見について、賛否を問いたいと思いますけれども皆さんどうですか。それとも、休憩をして休憩をして、議運の中で協議しますか。休憩して、いいですか。そしたら休憩して、議運を開いてください。今の件に関して。

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。議運の委員長から、飯田委員長から報告をお願いいたします。

「飯田委員長」

はい、議長。

(議長)

「飯田委員長」

「飯田委員長」

それでは、議会（運営）委員会から報告を申し上げます。ただいま小野寺議

員の質疑の途中で、薄木議員から議事進行がかかりまして、給食組合に係わる合意和解書というのですか。その資料要求がされましたけれども、議会運営委員会で協議した結果、教育長をお呼びして協議いたしました。給食組合議会においても、そのような資料の要求がございました。ですけれどそれに対しまして、給食議会においても、それは第三者委員会で今調査中ということで、資料の請求は拒否をされましたので、当議会において、第三、構成町といえども給食組合議会を通り越して、江差町議会として資料を要求するわけには参りませんので、そういう結果で資料要求は提出できないという結果になりましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

(議長)

小野寺議員そういうことで、はい、ご理解を頂きたいと思います。

「小野寺議員」

続行します。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

3つ目に入りますが、ただ1言、今の合意書、私に言わせれば和解合意書が出ないという理由はね、非常におかしげで、この弁済に関してはね第三者委員会関係ないのですよ。第三者委員会は弁済に関しては一言も関与しないのです。つまり、弁済に関しては、一部事務組合議会であり我々も構成町の議会であり、我々が第一義的に調査しなければならない。何か調査今進めている、あたかも第三者委員会で調査を進めているから資料が出ないなんてね、全くの「 」。全く秘密隠しですよ。

で、3番目入ります。何かあったら言ってください。3番目、それで3つ目はですね、ちょっと個別の問題で色々あるのだけれど1つだけにします。先ほど、消費税の問題もね、よく私わからないのですけれど。消費税の問題は別として、今回の事故、事件に関して、教育長が説明会もしくは私も議員協議会で聞いたことの1つに、じゃあ例えば25年度、平成25年度で約1割の給食費の必要な部分で、実は個人買いなどにいつていた。1割が無くなったということは、子どもたちの食べる部分ももしかしたら、栄養源、栄養素、カロリー少なくなったのではないの、という疑問に対して、いやいやそんなことありません、と。説明会でもここでもしました。ただ、あれは大門議員に質問にでした

か。少しニュアンスあの違うようなこともありました。で、問題は第三者委員会の記者会見では、最後の記者会見、我々傍聴した。もう明確に、子どもたち食べるのが少なかったと。はっきり言っているのですよ。だとすると、第三者委員会の記者会見の委員長の言っていることが本当だとすれば、事実関係が本当だとすると、委員、教育長が最初に言っていた部分については、何であんな判断になったのか。調査がまだ不十分な段階でああいう断定的なことを言ったのか。事実関係が明確になってない中で、何故ああいう答弁になったのか。その点についてもお聞きしたい。以上、3つです。

(議長)

はい、「教育長」

「飯田議員」

議長、議事進行。

(議長)

「飯田議員」

「飯田議員」

今の小野寺議員の発言中、「                      」という発言がございました。誠にこれ不穏当な発言でございますので、撤回の上、謝罪を求めます。議長において。

(議長)

はい、それでは今の「                      」という言葉については、議事録削除いたします。議事録削除をお願いします。

「飯田議員」

謝罪も要求してるのですよ。

(議長)

はい、後のことについては、そのように、議事録削除をもってご理解をして頂きたいと。

(議長)

はい、「教育長」

## 「教育長」

1 問目の中で、第三者委員会の開催前に相談した弁護士さんが第三者委員会の委員長がおかしいのではないかと、こういうことでございますけれども。学校給食組合の議会において、そのような形で第三者委員会を設け、決定したことです。構成町としてはそれに従うということですので、ご理解を頂きたいという風に思っています。

それから、事務局体制についても、学校給食組合の事務職員が改めてそのなるといのもおかしいのではないかと、こういうことでございますけれども、学校給食組合の中で、第三者委員会を設けますとどうしても事務方として、私どもがやっぱりその任に携わるしかなかったのではないかと、思っておりますので、現時点で構成町の一員として、おかしいと、こういう判断にはならないものという風に思っております。

それから、合意書の関係でございます。弁済に関しても、第三者が関わりないと。要は今回の部分については、給食組合が第三者委員会を設けて、4つの観点で諮問しているわけでございます。それら全体の中で、どこまでどのような報告が来週以降されるのかという部分では、私ども構成町としても、第三者委員会を設けることで合意もしましたし、予算の増についてもお受けしましたし、それからこの間ずっとそれらに委ねてきている部分とすれば、現時点で第三者委員会にしたのがおかしいのではないかと。そういう判断は、江差町としては持っておりません。

それから25年度とおっしゃいましたけれども、24年度の部分だと思いますが、全体の中のほぼ1割くらいが不正に使われていたという数字。そうですね、その部分では、あの私は保護者説明会の中では、特にあの量が多いとか少ないとかという質疑よりも、栄養価、そういうことがちゃんと計算されていたのだろうか、と、こういう質疑があったように私は記憶しております。そこで給食組合の中で、調べさせて、私も資料を頂きましたけれども、栄養価の計算はちゃんとしておりましたので、保護者説明会でも栄養価については、あったものこのように判断をしていますと、いうことでございます。第三者委員会の佐々木委員長の記者会見の中でのこと、物が少なくなった、少なかったというの、限定したということですので、私横にいて聞いているのですが、あんまり横にいと、発言がきちっと聞こえないという部分もありますので、そこは私の判断はそういうことで説明をしたということでご理解を頂きたいとこのように思います。

## （議長）

はい、「小野寺議員」

### 「小野寺議員」

ちょっと後のほうから言いますが、全然答弁になってないのですよね。その栄養価って、要するに必要なカロリー、エネルギー源。必要なものを摂取したかどうか、質問は色々ありました。私も言いましたよ。ですから、トータルとして、要は子どもにとって必要なものを摂っていたのか、摂っていないか。ということについて、当初は私も何回か念を押しましたよ。いやいや大丈夫だと。必要なものは摂っていたと。これ以上はね、私ねあの過去に言ったことどうのこうの言いません。つまり、まだ明確にそのきちっとしたことが明らかになってない段階で、あたかもこの問題を早く終わらせようという姿勢が私は有り有りだったと、いうことを言いたかったのです。このことについてはもうよろしいです。

で、問題は2番目については、後からになりますが、2番目については、何も答えてないのですよ。私の質問に。私は別に第三者委員会がだめ、あの方向性はだめとは言いません。問題はそのメンバーの問題だとか、事務局の問題を言ったのであって、真相解明することについては、第三者委員会というのは、当然それは方向性としては正しかった。私が聞いたのは、告訴告発も視野に入れたもっと言うと、事務局側は4つの論点を整理した。先ほど言いました。4つの論点整理の中に告訴告発も第三者委員会で考えてもらいたいと。つまり第三者委員会で告訴告発、江差、組合が主となれば告訴、告発でなくて、告訴ですね、まあね。で、それも視野に入れたものの実態調査と、この和解合意書は連綿、生きているのですよ、和解合意書は。私は、和解合意書がおかしいという立場なのですが、つまりもうこの後は解決しました、終わりですよ、お金払って終わりですよ、という合意書が生きていて、それと全く相反する第三者委員会で告訴も視野に入れたこと取り組むということは、この和解合意書と全く相反することですよ、と。こういうおかしげなことを何でやったのですか、法的にどうなのですか。私が見解が間違っているかもしれません。そこのことを聞いたのです。私が違っているかもしれませんよ。私何もわからないですから。そこを聞いたのですよ。ちょっと教えてくださいね。

それから、1問目。これも例えば第三者委員会の選定は事実上、事実上、事務局側で進めたのではないのですか。違うのですか。給食組合にきちっとかけて、白紙の状態で第三者委員会をのメンバーを決めたというのならまだあれですけれども。私最初からある程度弁護士も含めて、やっていたのではないのかな、と。いうことも含めて、事実上、事前の相談と第三者委員会の委員長と同じではないのかな、と。そこ違うなら違うでもう1回言ってほしいのです。私、そこを言ったつもりなのです。改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

はい、「教育長」

「教育長」

保護者説明会でも4か所の中、あるいはまたその後の議員協議会等でも栄養価の話であるとか、1割も削られているという話は何度も出ました。でこれは私の基本的な部分については、量まで計算できておりませんので、給食組合から頂いた栄養価の計算の部分を、基にして栄養価はちゃんと計算されていたよ、ということでご答弁を申し上げましたので、そこは少しまた小野寺議員の問いと私の部分、噛み合わないかもしれませんが、私が一貫して答えてきたのはそういう栄養価がある計算のもとにそういうご答弁を申し上げてきたものでございます。

それから、弁護、告訴あるいはその合意書という部分でございます。告訴の是非についても第三者委員会4点のうちのひとつでやりました。それから合意書は10月の8日その前に1カ月前にあの合意書を取り交わして、2,783万5千円という金額を頂いたわけですが、1つは債権確定前、合意書もし小野寺、私前に説明しましたが、小野寺さん今仰っているよう、あの小野寺議員仰っているように最終的に金額が確定したら、最終的な和解合意書を交わしますよという文面あることは事実です。ですから最終的な合意書じゃないということです。債権の確定前の債権を保全する意味もあって、私どもとすればそういう合意書を取り交わしているということも法的な解釈の中にあるものという風に思っているところでございます。

それから第三者委員会の事務局を私ども学校給食組合の事務局が持った。そのことが、おかしいのではないかと。あるいはそういう問題を持っている事務局、あるいはその事務職員、私も含めてなのでしょうけれども、それが実質的に進めたのではないのか。これは、全く違います。第三者委員会は、むしろ委員長以下8名、全体で9名の中で本当に真摯に、色々な議論をしました。私の方にあの資料を出してください、持ってきてください

「小野寺議員」

それは佐々木さんじゃないですね。

「教育長」

いうことを、きちっとやっておりますので、事務局が主導うんぬん何てことは到底有りうる話じゃないことは、ぜひこの場ではっきり申し上げておきたいと

このように思います。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」

「小野寺議員」

あとは平行線になるでしょうから、引き続きあの我々も議員協議会等であると思いますので。

で最後、今ちょっと今日ですね、あの今日付けで、議長名で我々に3月19日午後3時から全員協議会と、これは議長あれですか、うんと町からの要請、ですね。議長が招集したのではなくて、町から要請あって、ですね。

(議長)

意見が同じだったってこと。

「小野寺議員」

なるほど、いいわかりました。

(議長)

私もそのように思います。

「小野寺議員」

了解。それで、協議事項は江差町ほか、要するにこの給食組合の第三者委員会の報告についてというのが協議事項になっております。それで日にちが19日の午後3時ということは、前日のあれ何時ですか、14時頃、14時過ぎに報告、答申書をもらって、その後に給食組合の議員協議会があつてということですが。この間、あの組合議会も我々も平行して両輪というか、一緒に真相解明に進もうということは、教育長も町長、組合長も同じだろうと思います。我々も私の見解違っているところはまたきちっと質疑したいと思うのですが、質問としてこの19日にきちっと質疑に耐えられる資料、答申が出るということは、当然その答申全文、それからもしかしたら記者会見では色々な資料も最大限出すと、いうことを言っておりました。だとすると、その答申書本文になるか別添になるか別として、最大限出されたものについては我々も同じもの出ると。

そうでなかったらこれ最終版ですからね。最終版ですから、それによって組合長の最終的な判断。この場で出るかどうか別として、我々も同じようにそれを見なきゃ質疑なんてできないと。その点について、教育長、組合長かあのこの日の資料としてどのように考えているか、最後にお聞きしたいと思います。

#### 「教育長」

まず19日に設定したというのは、今議員仰るように18日の午後に順調にいけばそこで報告書が出るだろうと。その日のうちに当然記者会見ということも予定しなければなりませんし、そうすると組合議会にも、きちっと報告をしなければなりません。翌日には、この次の日19日には、答申を頂いた後に3人の首長さんの会議も実は予定をしております。そういう中でまずはこういう報告書が来ましたということを皆さんにもお知らせしようという考え方で、今19日の15時。1日も早い方がいいだろうということで設定をいたしました。その中の資料については、これについては非常に微妙な部分があるのだろうと思うのです。あのわかるのですよ、小野寺議員の仰ってることは。ただ、もし組合が最終的に告訴するとか、ということになった場合にもまた非常にあの大事な部分になってくる資料もございますので。今この時点であのすべての資料を、明らかにしますということのお約束はできない旨、ひとつご理解を頂きたいとこのように思います。

#### (議長)

これで終わりだな。はい、他に質疑希望ありませんので。忘れていた。

「小笠原淳夫議員」

#### 「小笠原淳夫議員」

忘れていたのか。それでは、スクールバスのことについて質問します。今年は914万5千円ですか。前にずっと見ると800万台であったのだけれども、今年100万もボンと上がったというのは、どういう要因なのかなと思って、ちょっとそれを聞きたいのです。消費税上がってもこんなに額になりませんか。それとあの、バスは今あの3社、2社走っているけれども、これたぶんあの入札だろうと思うんだけど、あの入札の時点で何社ぐらい集まるのかなと思って、その辺もひとつ質問します。

それからあの、よくタクシーを使っているのだけれども、タクシー代はこの資料に載っていないのだけれども、どんなふうに見ればいいのか、その辺もひとつ合わせて質問します。

(議長)

はい、「学校教育課長」

「学校教育課長」

まずタクシーの部分につきましては、鹹川路線という形の中でこの予算の中に全部包括されているものでございまして、25年度につきましては小学校だけだった。それが26年度につきましては、中学校にあがるということもありまして、行きの便につきましては同じなのですが、帰りの便につきましては小学校、中学校別々になると、ということもございまして、その中で若干あの経費としては全体的に上がっているというところであります。

それと昨年度よりも予算が上がっているという状況でございしますが、これにつきましては議員仰るように消費税のアップでありますとか、それからガソリン代の値上げでありますとかそういうところもあるのですが、あの1つは人件費の面もございました。函バスさんの方でございしますけれども、今まで函バスさんの方で経費を実現するために、何ですか、再雇用という形の中でスクールバスの方をやって頂いていたところなのですけれども、その再任用の方も今回やめるということもございまして、正規職員に変わるということも含めて、予算要求の中で配慮していったというところでございします。

それから、入札につきましては、先般、入札審査指名委員会がございまして、まず日明便と朝日便については入札をしていくと。で日明便については今あの来年度99名になるというところでございしますので、大型2台が必要になってくるという状況であります。これにつきましては、町内の中で大型2台持っているのは1社だと。というところで、これにつきましては随契になるのかなという風に思っております。それから朝日便につきましては、来年度22名という中で1台は中型車が必要だと、帰りの便につきましては2台になりますので、他に20人乗りのマイクロバスが必要だと、ということになりますので、ここには、今のところ2社で入札をしていきたいなど。実はもう1社あるのですけれども、そのもう1社につきましては、何と言いますか、運転手の見込みが立たないということで、運転に対する体制が整わないということで、最初から辞退するという風なことも聞いておりましたので結果的には朝日便については2社で行いたいという風に思っておりました。以上です。

(議長)

いいですか。

(小笠原淳夫議員)

いいです。

(議長)

はい、他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

教育委員会、学校教育課・社会教育課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

(議長)

14時40分まで休憩いたします。

(休憩)